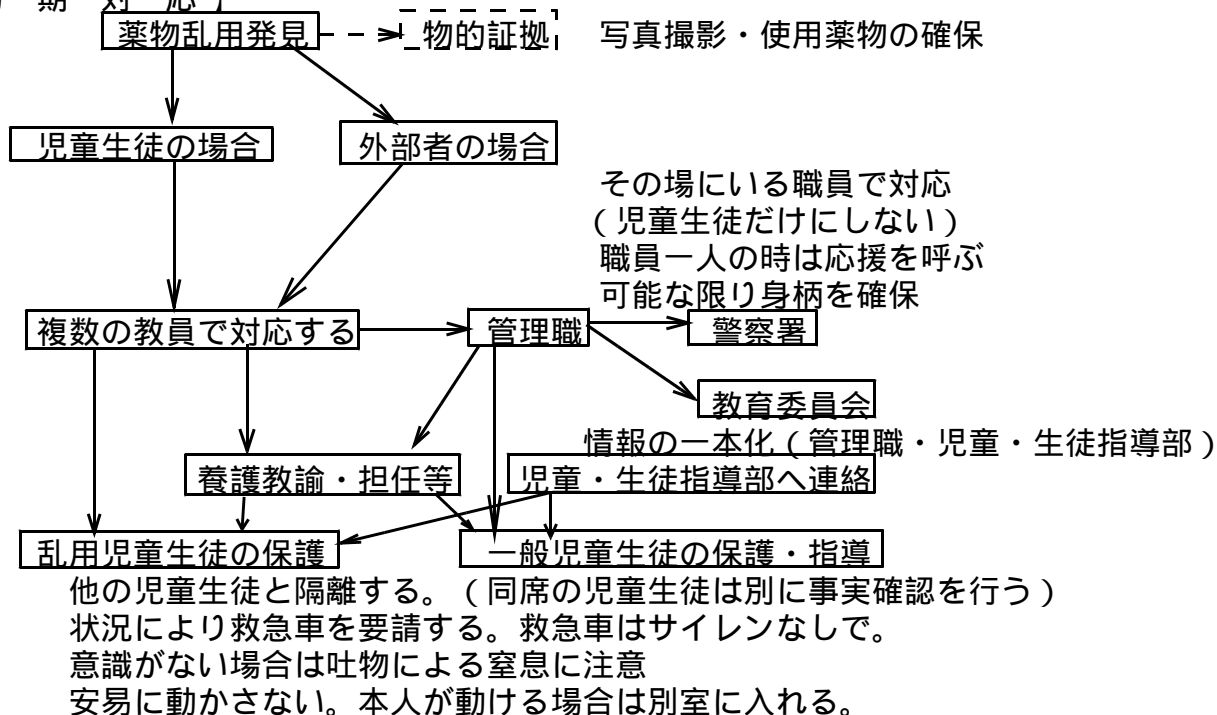


## 2 学校内で薬物乱用者を発見した場合の対応

ここでいう「薬物乱用者」とは、薬物乱用者、薬物所持者、薬物売買者をいう。

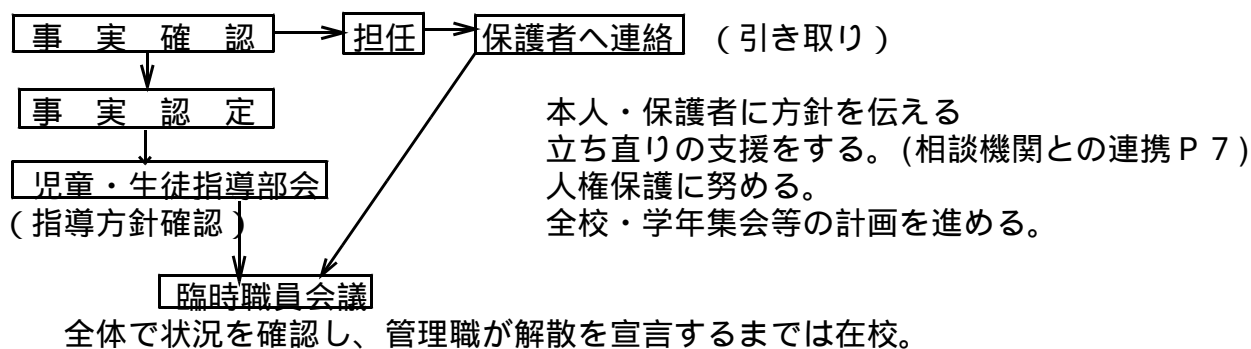
### 【初期対応】



### 【職員の対応】

児童・生徒の生命身体の保護を第一とする。  
 基本的には管理職もしくは児童・生徒指導担当教諭の指示で行動。  
 必ず複数で行動。単独行動は絶対にさける。  
 次の指示があるまでは、その場を離れない。  
 報道対応も考慮する。

### 【2次対応】



### 【補足事項】

薬物事犯については、薬物の所持・使用が全て違法であり、事件であるので、原則として警察に連絡をとる。

学校外で乱用行為を発見した場合にも、児童生徒の心身への重大な影響及び違法な流通からの保護等の観点から、直ちに管理職、家庭、警察、学校医、学校薬剤師等関係機関に連絡し、適切な対応を図る。

児童生徒の人権及びプライバシーに十分な配慮をする必要がある。